

樺崎工業団地地区地区計画（抜粋）

<p>区域の整備、開発及び保全の方針</p>	<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、足利市北東部にある北関東自動車道足利インターチェンジから約1 km に位置し、これに接続する一般国道 293 号に隣接していることから広域交通への利便性に優れ、周辺には山林や田園地帯が広がる緑豊かな地域である。</p> <p>また、本地区は、昭和 61 年から昭和 62 年にかけて造成された工業団地であり、造成当初から製造業を中心に工場立地が進み、本市の産業拠点の一つとして周辺の自然環境と調和した良好な工業団地を形成してきた。</p> <p>そのため、本地区計画においては、既存の工業団地の土地利用の状況を活かしながら、周辺の緑豊かな環境との調和を図り、将来に渡って適切に工業団地の維持・保全をしていくことを目標とする。</p>	
<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等の制限に関する事項</p>	<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工場 2. 倉庫 3. 事務所 4. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 5. 集会所 6. 前各号の建築物に附属するもの 7. 公園に設けられる公衆便所、休憩所その他これらに類するもの
<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>3,000 m²</p> <p>ただし、地区計画の決定告示以前において既に当該面積を下回る敷地については、従前の面積を維持しなければならない。</p>		
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線及び一般国道 293 号境界線までの距離は 1 メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、地区計画の決定告示以前において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置が既に 1 メートルを下回る建築物の増築又は改築にあっては、増築又は改築後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置が従前より外周境界線側及び一般国道 293 号境界線側に位置することがないと認められる場合については、この限りではない。</p>		
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。 		
<p>かき又はさくの構造の制限</p>	<p>本地区の外周に面して設けるかき又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は原則として生垣とする。やむを得ずフェンス又は鉄さく等による場合は、透視可能な構造としなければならない。</p> <p>ただし、敷地地盤面からの高さが 0.6 メートル以下の部分については、この限りではない。</p>		

